

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年4月20日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

その他の理由の説明が不明確である。請求人は現在も本件病院に入院しているが、これは令和4年10月27日に入院させられたことで入院6か月を超えたことにより4月末での解約をすれば家財処分に係る費用が出せるのでそういう方向にさせた引き延ばしである。そのために、引越しの話やカンファレンスで1週間で住む所を探せると言っておきながら、いざ頼もうとすると丸投げして事を済ませようとする。居所を失ったためというのは勝手に決められたことで、いい加減なことをしてわざとそうさせられたのであるから、本件処分は違法・不当である。また、「敷金精算のご通知」に記載の金額と一時扶助決定通知書の支払金額とが1,500円違う。移管の途中の時は、私が立替えて共益費を保護費から2,000円引いて家賃と一緒に管理会社に振り込んでいた。その後、処分庁から振込みの際、保護費から2,000円引いていたのでは（共益費は住宅扶助にならない）ないかと思われる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 2月 9日	諮問
令和6年 2月26日	請求人から主張書面を收受
令和6年 3月 6日	審議（第87回第3部会）
令和6年 5月14日	審議（第88回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護の基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

##### (2) 保護の種類

法11条1項1号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの又は移送の範囲内において行われるとしている。

また、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持すること

のできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

### (3) 住宅に係る共益費の位置付け

法は、法 11 条 1 項各号に掲げる保護の種類ごとに、それぞれ保護の方法を定めている（法 30 条以下）。

生活扶助の方法について、法 31 条 3 項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は世帯主又はこれに準じる者に対して交付し、これによりがたいときは被保護者に対して個々に交付することができる旨を定めているが、この方法の特例として、法 37 条の 2 は、当該保護金品のうち、被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものについて、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる旨を定めている。

この規定を受けて定められた法施行令 3 条は、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者」に「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができるとし、ここでいう「厚生労働省令で定めるもの」とは、法施行規則 23 条の 2 により、「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費」とされている。

以上のことから、法、法施行令及び法施行規則の定めにより、共益費は、生活扶助の対象であって、住宅扶助の対象ではないことが明確にされており、また、保護の実施機関は、被保護者に代わって、被保護者に対し当該債権を有する者（家主）に対して、当該債権（共益費）を代理納付することが可能とされている。

### (4) 経常的・臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 7・1 は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであるとし、同・2 は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとし、特別の需要として、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずる

このできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要を掲げている。

(5) 職権による保護及び変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとしている。

(6) 次官通知の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件一時扶助に当たって代理納付することとしていた共益費相当額2,000円について、先行処分により「その他非稼働収入」として収入認定していたところ、令和5年5月以降の保護費については当該収入認定の必要がないことから、これを削除し、同月1日以降の請求人の保護費を変更した（本件処分）ことが認められる。

先行処分による本件住宅の共益費相当額2,000円の収入認定は本件一時扶助に伴うものであり、引き続き、同額を収入認定すべき事情もないことからすれば、同収入認定を削除して請求人に対する保護を変更する必要があったと認められるところ、処分庁が行った本件処分は上記1の法令等の定めにもとってなされたものであり、また、保護費の算定において違算はないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

ところで、本件処分通知書には、保護変更の理由として、共益費相当額の収入認定を削除したことに対応する「その他非稼働収入の削除」及び「共益費収入認定の削除」との各記載のほか、「住宅費（家賃）の削除」、「その他の理由により」、「4月末で解約のため」及び「居所を失ったため都費対応」との各記載がある。本件処分の内容は、共益費相当額の収入認定を削除したことであるところ、本件処分通知書には、本件処分の理由と直接の関係のない記載が含まれており、また、処分庁が用いるデータ処理システムの仕様上の制約があるとはいえ、記載事項の対応関係が明らかでないまま並列に掲記されるにとど

まっております、請求人に対して本件処分内容及び理由を知らせるという観点から見ると、不親切な書き方であったことは否定しがたい。しかし、本件処分通知書には、共益費相当額の収入認定の削除を内容とする本件処分の理由として必要な記載はされていたのであるから、処分理由の掲示に不備があったとまではいうことができない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件病院への入院が家財処分費用を出すための引き延ばしである等として本件処分が違法・不当であると主張する。

処分庁は、請求人に対する家財処分費用の一時扶助を決定しているが、これは本件処分とは別個の処分であるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

また、請求人は「敷金精算のご通知」に記載された金額と一時扶助決定通知書の支払金額とが1,500円違っており、処分庁が振込みをした際、保護費から2,000円を引いていたのではないかと主張する。

しかし、かかる請求人の主張は、本件処分とは別個の本件一時扶助に対するものであると解されるから、採用することができない。

なお、先行処分において共益費相当額2,000円が「その他非稼働収入」として収入認定されたのは、本件一時扶助により管理会社に代理納付された共益費2,000円については、本来、生活扶助費から被保護者が支払うべき費用であることから（上記1・(3)）、請求人の令和5年4月分の保護費の支給額から差し引くためになされたものである。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子